

その他の章

	日本国憲法	自民党新憲法	改憲草案
	第3章 国民の権利及び義務		
第10条	日本国民たる要件は、法律でこれを定める。	日本国民たる要件は、法律でこれを定める。	自民党案が妥当
第10条の2			何人も、自己に責任を負い、また、国家と社会における課題の成就のために、その力に応じて寄与しなければならない。
第11条	国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。	国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。	成人に達した国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。
第12条	この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、保持しなければならない。国民は、これを濫用してはならないのであって、自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚しつつ、常に公益及び公の秩序に反しないように自由を享受し、権利を行使する義務を負う。	この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、保持しなければならない。国民は、これを濫用してはならないのであって、自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚しつつ、常に公益及び公の秩序に反しないように自由を享受し、権利を行使する義務を負う。	自民党案が妥当
第13条	すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。	すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公益及び公の秩序に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。	自民党案が妥当
第14条	すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。	すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、障害の有無、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。	自民党案が妥当
	② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。	華族その他の貴族の制度は、認めない。	自民党案が妥当
	③ 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。	栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴わない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。	自民党案が妥当

第15条	公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。	公務員を選定し、及び罷免することは、国民固有の権利である。	自民党案が妥当
	② すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。	すべての公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。	すべての公務員は、全体の奉仕者であつて、国益を追求する義務を負う。公務員が業務に関連して、私益や所属組織の利益を追求することは禁止する。
	③ 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。	公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。	自民党案が妥当
	④ すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。	選挙における投票の秘密は、侵してはならない。選挙人は、その選択に関し、公的にも私的にも責任を問われない。	自民党案が妥当
第15条の2			選挙権を有する国民は、公務員の選挙及び直接投票に投票する義務を負う。
	②		法律に定めた投票率以下の選挙及び直接投票は無効とする。
第24条	婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。	婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。	婚姻に基づく伝統的共同体として家族とその家法を尊重し、保護する。
	② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。	配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。	婚姻は、家族の一体性を保証するために、配偶者相互の倫理的及び法的平等に基づき、法律で規律される。
	③		配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。
第25条	すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。	すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。	すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
	② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。	国は、国民生活のあらゆる側面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。	国民は、国民生活のあらゆる側面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。
	③		国は、前項の目的が、国民相互の協力や民間の活力により実現されるよう努めなければならない。国及び地方自治体、特殊法人が直接サービスを提供することを原則として禁止する。

第26条	すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。	すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。	自民党案が妥当
	② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。	すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。	自民党案が妥当
第28条の2			土地に関わる法律は、公益及び公の秩序に対する最大限の配慮の下に定めなければならない。
第29条	財産権は、これを侵してはならない。	財産権は、侵してはならない。	財産権は、侵してはならない。
	② 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。	財産権の内容は、公益及び公の秩序に適合するやうに、法律で定める。この場合において、知的財産権については、国民の知的創造力の向上及び活力のある社会の実現に留意しなければならない。	財産権の内容は、公益及び公の秩序に適合するやうに法律で定める。
	③ 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。	私有財産は、正当な補償の下に、公共のために用いることができる。	私有財産は、正当な補償の下に、公共のために用いることができる。この場合において、何人も私益を増す目的で補償額を増加させまた、売却する時期を遅延させることはできない。
第30条	国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。	国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負う。	国民は、法律及び道州法の定めるところにより、納税の義務を負う。
第5章 内閣			
第65条	行政権は、内閣に属する。	行政権は、この憲法に特別の定めのある場合を除き、内閣に属する。	行政権は、この憲法に特別の定めのある場合を除き、内閣に属する。
第67条	内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、これを指名する。この指名は、他のすべての案件に先だつて、これを行ふ。		内閣総理大臣は、衆議院議員の中から衆議院の議決で、これを指名する。この指名は、他のすべての案件に先だつて、これを行う。
	② 衆議院と参議院とが異なった指名の議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は衆議院が指名の議決をした後、国会休会中の期間を除いて十日以内に、参議院が、指名の議決をしないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。		削除

第68条	内閣総理大臣は、国务大臣を任命する。但し、その過半数は、国会議員の中から選ばなければならない。		内閣総理大臣は、国务大臣を任命する。但し、その過半数は、衆議院議員の中から選ばなければならない。
②	内閣総理大臣は、任意に国务大臣を罷免することができる。		道州代表院の議員は、国务大臣になることはできない。
③			内閣総理大臣は、任意に国务大臣を罷免することができる。
第73条	内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。 1. 法律を誠実に執行し、国务を総理すること。 2. 外交関係を処理すること。 3. 条約を締結すること。但し、事前に、時宜によつては事後に、国会の承認を経ることを必要とする。 4. 法律の定める基準に従ひ、官吏に関する事務を掌理すること。 5. 予算を作成して国会に提出すること。 6. この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。 7. 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。	内閣は、他の一般行政事務のほか、次に掲げる事務を行う。 1. 法律を誠実に執行し、国务を総理すること。 2. 外交関係を処理すること。 3. 条約を締結すること。ただし、事前に、時宜によつては事後に、国会の承認を経ることを必要とする。 4. 法律の定める基準に従ひ、国の公務員に関する事務を掌理すること。 5. 予算案及び法律案を作成して国会に提出すること。 6. 法律の規定に基づき、政令を制定すること。ただし、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、義務を課しまたは権利を制限する規定を設けることができない。 7. 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。	自民党案が妥当
第6章 司法			
第76条	すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。	すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。	自民党案が妥当
第80条	下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣でこれを任命する。その裁判官は、任期を10年とし、再任されることができる。但し、法律の定める年齢に達した時には退官する。	下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣が任命する。その裁判官は、任期を10年とし、再任されることができる。ただし、法律の定める年齢に達した時には退官する。	下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、道州行政府の長が任命することができる。その裁判官は、任期を10年とし、再任されることができる。ただし、法律の定める年齢に達した時には退官する。
第81条	最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。	最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。	最高裁判所は、一切の法律、道州法、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

第9章 改正			
第96条	この憲法の改正は、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。	この憲法の改正は、衆議院又は参議院の発議に基づき、各議院の総議員の過半数の賛成で国会が議決し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票において、その過半数の賛成を必要とする。	この憲法の改正は、衆議院又は道州代表院の発議に基づき、各議院の総議員の過半数の賛成で国会が議決し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票において、その過半数の賛成を必要とする。
	② 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。	憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体であるものとして、直ちに憲法改正を公布する。	憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体であるものとして、直ちに憲法改正を公布する。
第10章 最高法規			
第99条	天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。	天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う。	天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、国家とその伝統に忠誠を誓いこの憲法を尊重し擁護する義務を負う。